

## 感染症法・特措法の改正法案に反対する会長声明

2021年（令和3年）1月22日、政府は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の改正案を閣議決定し、国会に提出した。

新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、一部地域には再度の緊急事態宣言が発出されている中、同宣言の対象ではない地域においても、地域経済は落ち込み、日本社会全体で状況の厳しさが増している。今回の改正案は、同ウイルス感染拡大の収束のために必要な施策として検討されているが、刑事罰、行政罰という威嚇的手段を安易に用いて市民を制約するなど人権保障、適正手続保障に欠けるものであることに加えて、感染の拡大防止や収束という目的に対して十分な有効性が認められるか大いに疑問であり、到底容認できない。

まず、そもそも感染症法は、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応する」などとした「前文」を設けて法の趣旨を宣言し、過去の反省等に基づき、伝染病予防法を廃止して制定された法律である。

したがって、改正に当たっても、感染症の患者等の人権を尊重するという感染症法の趣旨が十分に反映されなければならないところ、今回の改正案は、入院措置に応じない者等に懲役刑・罰金刑、積極的疫学調査に対して拒否・虚偽報告等をした者に対して罰金刑を導入するとしている。

しかし、新型コロナウイルスは、その実態が十分解明されておらず、医学的知見・流行状況の変化によって入院措置や調査の範囲・内容も変化し、各保健所や医療提供の体制には地域差が存在する。そのため、改正案の罰則の対象者の範囲は不明確かつ流動的となり、適用される行為類型（構成要件）も不明確であると言わざるを得ず、不公正・不公平な刑罰の適用のおそれも大きい。

また、新型コロナウイルスには多くの無症状感染者が存在し、発症前にも強い感染力があるという特徴があるため、入院措置や調査を拒否した者等に対してのみ刑罰を科したからといって感染拡大防止の効果は期待できないのであり、したがって、立法事実（当該規制が目的達成に必要な有効であることを基礎づける事実）も認められない。

一方、感染者の入院等は、これまで家族の養育や監護、就労、事業など当たり前のように営んできた日常生活との断絶を意味するが、この断絶が感染者自身やその家族、関係者にとって死活問題である場合、刑罰によって感染者の入院等を強制し得るとも考え難く、むしろ、入院を避けるべく自らに症状があることを隠すと考えられ、結果、さらなる感染拡大を増大させる恐れも生じる。感染者の入院等の実効性を確保するためには、まず個々の感染者に応じた支援体制の構築が検討されるべきである。

また、日々の行政による感染・感染者情報の公表を発端に、感染したこと自体を非難するがごとき不当な差別や偏見が既に生じており、自身や家族等が誹謗中傷を受けるおそれがある中、単に調査を拒否したり、隠したりするだけで「犯罪者」扱いされるということになれば、むしろ感染者は感染した事実や感染した疑いのあることを隠し、かえって感染拡大を増大させる恐れも懸念される。積極的疫学調査の実効性を確保するためには、行政による情報公表の見直しや、不当な差別や偏見解消の方策が検討されるべきである。

次に、特措法の改正案は、「まん延防止等重点措置」として都道府県知事が事業者に対して営業時間の変更等の措置を要請・命令することができ、命令に応じない場合は過料を科し、要請・命令したことを公表できるとしている。

しかし、改正案においては、都道府県知事に付される権限は、その発動要件や命令内容も不明確で、極めて広範であり、恣意的な運用のおそれも強く、罰則等の適用に際して、事業

者の具体的事情が適切に考慮される保証はない。

また、経営環境の悪化から、休業することもできない事業者に要請・命令がなされれば、事業者自身のみならず、その従業員や取引先等の多数の者の暮らしや命を奪いかねないのであり、飲食の場に感染リスクがあるというだけで、死活問題となる営業時間の変更等を求められるのは、あまりにも酷である。かかる要請・命令を出すのであれば、憲法の求める「正当な補償」が十分に行われなければならない。

このような必要な施策や補償について十分な検討がなされない中で、命令等に従わない事業者を公表する、あるいは行政罰を科すことは、当該事業者が社会から排除される風潮を生じさせ、風評被害なども生んで、事業者の名誉やプライバシー権、営業の自由などを侵害するおそれがあっても、実効的な感染防止対策とは言い難い。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、政府・自治体と市民との間の理解と信頼に基づいて、感染者が安心して必要な入院治療や疫学調査を受けることができるような体制を構築すること及び事業者への正当な補償こそが必要不可欠であり、国がやるべきは、市民が積極的に感染拡大防止のために惜しまず協力することとなる制度づくりである。安易に罰則を設けることではない。

また、新型コロナウイルス感染症は、当初から一部の市民に対する誹謗中傷により社会的分断を生じさせてきたが、今回の改正案は、罰則や公表をきっかけとして、社会的分断がさらに助長されるといっても過言ではない。市民が一丸となって新型コロナウイルス感染症に立ち向かうためにも、改正案は抜本的な見直しが必要である。

2021年（令和3年）1月28日

岩手弁護士会  
会長 大和久 政 也

